

ICRP2023シンポジウム開催の報告

令和5年11月15日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、我が国において令和5年11月6日から9日までの間、「放射線防護体系に関する第7回国際シンポジウム（ICRP2023）」*が開催された結果について報告するものである。

2. 結果概要

「放射線防護体系に関する第7回国際シンポジウム（ICRP2023）」が、令和5年11月6日から9日までの4日間、東京で開催された。本シンポジウムはICRPが2年ごとに開催するもので、併せてICRPの主委員会、専門委員会も同時に行われた。

本シンポジウムではICRPの次期主勧告の発行に向けた本格的な議論が開始された。Building Blocksと呼ばれる、将来の放射線防護体系を構成する主要なテーマについて議論する18のセッションにおいて105件の口頭発表が行われ、277件のポスター発表が行われた。59ヶ国より700名以上（うち、国内からは258名）の参加があった。

原子力規制委員会からは山中委員長がシンポジウムの開会にあたって歓迎の挨拶を行い、伴委員がセッション14（Justification：正当化）の共同座長を務めた。

次回の放射線防護体系に関する第8回国際シンポジウムは、2025年にUAEで開催される予定である。

以上

<資料一覧>

参考1：令和3年度原子力規制委員会第26回会議（令和3年8月25日）
資料5

参考2：ICRP勧告とは

* 国際放射線防護委員会（ICRP）及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）主催。
原子力規制庁はQSTに対し補助金を支出。

ICRP 国際シンポジウム (2023 年) の日本開催の打診への対応方針

令和 3 年 8 月 25 日
原子力規制庁

1. はじめに

「国際放射線防護委員会 (ICRP) 国際シンポジウム」は、2 年に 1 回開催され、ICRP 委員が一堂に会し当該シンポジウムに併せて主委員会、専門委員会も同時に行われている。今般、別紙のとおり ICRP 事務局より、2023 年シンポジウムを日本で開催することについて打診があった。

2. 日本開催の有益性

ICRP は、放射線防護体系を勧告する国際的に最も権威のある学術組織の 1 つ。我が国を始め各国の法制度において、ICRP 勧告に沿った関連基準が策定されている。2023 年シンポジウムでは、次期主勧告に向けた本格的な議論が開始される予定であり重要度が高い。ICRP 国際シンポジウムは、我が国で開催実績はなく、今回初めて開催されるもの。

東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国がこの会合を受け入れることは、国際貢献の観点のもとより、次期主勧告に向けて、我が国の実情を踏まえた専門家の知見を集約する観点からも意義が大きい。

3. 対応方針案

2023 年 ICRP 国際シンポジウムの日本での開催については、2. に記載のとおり我が国にとって有益なものと考えられること、国内では国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (QST) が、関係する学会と協力して ICRP と共催する意向を表明しており、実施体制も構築される見込みである。

このため、原子力規制委員会は、ICRP に対して 2023 年 ICRP 国際シンポジウムを日本で受け入れること、ICRP との共催機関を QST とすることを回答することとしたい。

なお、この国際シンポジウムの財政支援として令和 4 年度概算要求から予備的な経費も含めて要求することとしたい。

<資料一覧>

別紙 : 国際シンポジウムの日本開催に関する打診 (ICRP より更田委員長に宛てたレター)

参考 1 : 国際放射線防護委員会 (ICRP) 及び ICRP 国際シンポジウムの概要

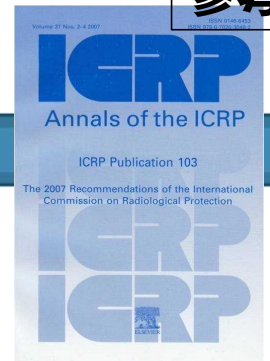
参考 2 : 国際シンポジウムの日本開催に関する ICRP と QST とのやりとり
(ICRP より QST に宛てたレター)

参考 3 : 国際シンポジウムの日本開催に関する ICRP と QST とのやりとり
(QST より ICRP に宛てたレター)

ICRP勧告とは

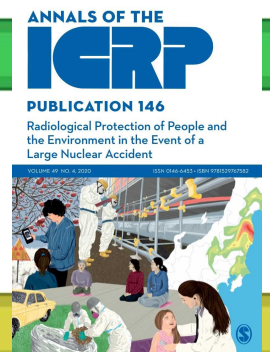
ICRPとは？

- ICRP (International Commission on Radiological Protection; 国際放射線防護委員会) は、放射線の有害な影響から人と環境を守る (=放射線防護) ために科学的な検討を行い、その対応の考え方や方針を勧告や指針として提供している非政府組織。



ICRP勧告とは？

- 放射線防護の基本的な考え方を十数年間隔で見直して公表しているもの。最新のもの、2007年に公表された。
- ICRPの勧告は、IAEAや各国の放射線防護に係る機関が尊重している。



ICRP勧告を受けた規制の対応は？

- ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れは、放射線審議会で審議されている。
- 例えば、被ばく状況の区分（計画被ばく状況、緊急時被ばく状況、現存被ばく状況）を踏まえた対応の一つとして、原子力災害が発生した場合等の職業被ばくに関する「特例緊急被ばく限度」が策定されている。
- 一方、2007年勧告を踏まえた対応に必要なデータは、ICRPから順次公表されており、今後これらのデータを基に放射線審議会が議論し、各種法令の基準値の見直しに反映していくこととなる。